

静岡県公立高等学校中堅教諭等資質向上研修実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（平成31年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第20条の規定に基づき、高等学校の中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることとする。

2 対象者

実施要綱第13条に規定する者のうち、高等学校に勤務するものとする。ただし、異校種交流者、特別研修派遣者及び高等学校中等部に勤務するものを除く。

3 研修期間

研修期間は、2年間とする。

4 校内研修

- (1) 実施要綱第5条に規定する校内研修は、校内で実施する研修とし、チーム研修及びその他の研修とする。
- (2) 校内研修日数は年間5日とする。
- (3) チーム研修は、中堅研修者が、複数の教員とともに自律的、主体的に学び合うことにより、お互いの資質能力の向上を目指すものとし、年2回以上、1回30分から1時間程度を確保する。
- (4) その他の研修は、講話、授業設計、授業評価、研究授業、授業参観、その他校長が必要と認めたものとする。

5 校外研修

- (1) 実施要綱第5条に規定する校外研修は、校外で実施する研修とし、社会体験研修、自主研修及び静岡県総合教育センター（以下「センター」という。）が企画し、運営する研修（以下「センター研修」という。）とする。
- (2) 社会体験研修は、中堅研修者が民間企業で様々な活動を行うものとし、日数は2日とする。
- (3) 社会体験研修は、原則として研修期間の1年目に行うものとする。
- (4) 社会体験研修に要する旅費は、中堅研修者1人について静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）の決定額以内とする。
- (5) 自主研修は、中堅研修者が自己のキャリアデザインに応じ、自律的、主体的に計画し実施するものとし、日数は3日とする。
- (6) 自主研修は、原則として研修期間の2年目に行うものとする。
- (7) 自主研修に要する旅費は、中堅研修者1人について県教委の決定額以内とする。
- (8) センター研修は、中堅研修者の所属校における校内研修を補完するものとし、日数は6日とする。

6 年間指導計画書

校長は、県教委が作成した年間研修計画に基づき、所属における中堅研修者の中堅研修について、中堅教諭等資質向上研修年間指導計画書（様式第1号）を作成し、静岡県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）に提出する。

7 研修実施報告

中堅研修者は、中堅研修終了後、中堅教諭等資質向上研修実施報告（様式第2号）を作成し、校長に提出する。

8 年間指導報告書

校長は、中堅教諭等資質向上研修実施報告により、中堅教諭等資質向上研修年間指導報告書（様式第3号）を作成し、センター所長に提出する。

9 研修の欠席等

(1) 校長は、次に掲げる中堅研修者がいる場合、県教委が別に定める「欠席・変更届」を作成し、センター所長に提出する。

ア センター研修を欠席する者

イ 中堅研修の全部又は一部を次年度以降に延期する者

ウ 改姓がある者

(2) 校長は、(1)のイに該当する中堅研修者に対して実施した中堅研修に関し、中堅教諭等資質向上研修指導報告書（様式第3号）を作成し、センター所長に提出する。

10 委任

この要領に定めるもののほか、中堅研修の実施に関し、必要な事項はセンターが別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（旧要領の廃止）

2 静岡県公立高等学校中堅教諭等資質向上研修実施要領（平成23年4月1日施行）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

| 研修名 | 報告・感想 |
|------------------|-------|
| 校内研修 (チーム研修) | |
| 校内研修 (その他の研修) | |
| 校外研修 (社会体験研修) | |
| 校外研修 (センター研修) | |
| 校外研修 (自主研修) | |

校長所見

| 研修名 | 所見 |
|--------------------|----|
| 校内研修（チーム研修・その他の研修） | |
| 校外研修（社会体験研修・自主研修） | |
| 次年度への期待 今後の課題 | |